

## 第4章 預金取扱金融機関・保険会社その他の金融に関する制度の企画・立案

### 第1節 ITの進展等への対応

#### I 金融デジタルイゼーション

急速に発展している情報通信やデータ処理技術等の社会実装が本格的な段階を迎え、金融分野においても、デジタルイゼーションを取り入れた先進的でより良いサービスの開発・提供により、利用者に大きな利便性がもたらされ得る。加えて、金融機関を含む事業者にとっても新たな収益機会が生まれ、それが更に利用者利便の高い新たな金融サービスの創出につながるという好循環が生まれることが期待される。

金融機関を含む事業者は、単に従来の業務のやり方をデジタルに置き換えるのではなく、デジタル技術により新たな形で利用者のニーズを満ち、社会的課題を解決し付加価値を創出するという発想が求められる。また、そうした金融サービスについて、リアルタイムかつ大量のデータの活用などにより、不断に改善点を見出し、継続的に進化させる、といったイノベーション・サイクルの確立が期待される。同時に、こうしたデジタル・イノベーションが社会に浸透・定着し、より発展を遂げていくためには、利用者が新しいサービスを安心かつ安全に利用できることが重要だ。また、多様な利用者にとって優しいデジタル・サービスの提供を促していく必要がある。

こうした視点を踏まえ、2020 事務年度においては、以下の取組みを推進した。(別紙1参照)

- ・デジタル・イノベーション支援
- ・デジタル・イノベーションを支える環境整備
- ・デジタル技術を活用した顧客課題の解決と顧客体験の不断の向上

#### II FinTech Innovation Hub

金融庁では、フィンテックに係る最新のビジネス・技術の動向を把握し、金融行政に役立てていく観点から、2018 年7月、「FinTech Innovation Hub」を設置した。(別紙2参照)

##### 1. ブロックチェーンに基づく分散型金融システムのガバナンスの課題解決に向けた取組み

ブロックチェーン等の技術や分散型金融システムの課題解決に向けた取組みとして、「Blockchain Governance Initiative Network (BGIN)」の設立に貢献したほか、(別紙3参照) デジタル・アイデンティティ・システムの現状把握及び、その望ましい在り方や運用についての方向性を検討するため、「ブロックチェーン国際共同研究(ブロックチェーンの技術等を用いたデジタルアイデンティティの活用に関する研究)」を実施した。

## 2. FIN/SUM2021

2021年3月にFIN/SUM2021を開催し、海外の金融当局や技術者、研究者等の多様な登壇者がポストコロナにおける新たな信頼構築のあり方や、APIエコノミーの展望、デジタルアイデンティティ等の先進的なテーマについて議論した。(別紙4参照)

## 3. デジタル・イノベーション支援の取組み

FinTechサポートデスク、FinTech実証実験ハブの機能を統合し、事業者が抱える課題等を適切に把握して一体的に支援を行った。(別紙5、6参照) FinTech実証実験ハブでは、2020事務年度において、新たに1件の実証実験の認定を行った。(別紙7参照)

## 4. フィンテック事業者へのアプローチ

フィンテックに関する施策や足もとのビジネス・技術の動向について、双方向のコミュニケーションを行う場として、国内外のフィンテック事業者とのミートアップを開催するなど、多様なフィンテックステークホルダーと交流し、イノベーションの促進に向けたチャレンジ及び金融サービスの育成を支援した。(別紙8参照)

## Ⅲ 基幹系システム・フロントランナー・サポートハブ

金融機関の基幹系システムに関する先進的な取組みに対して、法令解釈等の機能に加えて、ITガバナンスやITに関するリスク管理等システムモニタリングの観点から支援するため、2020年3月に「基幹系システム・フロントランナー・サポートハブ」を設置した。(別紙9参照) 2020事務年度においては、2件の支援決定を行った。(別紙10参照)

## Ⅳ プロジェクト型「規制のサンドボックス制度」への対応

生産性向上特別措置法(2018年6月6日施行)に基づき、AI・IoT・ビッグデータ・ブロックチェーンをはじめとする革新的な技術やビジネスモデルを用いた事業活動を促進するため、新技術等実証制度(いわゆるプロジェクト型「規制のサンドボックス制度」)が創設され、内閣官房に一元的窓口が設置された。本制度は、期間や参加者を限定すること等により、既存の規制にとらわれることなく実証が行える環境を整備することで、迅速な実証を可能とするとともに、実証で得られた情報・資料を活用できるようにして、規制改革を推進するものである。なお、生産性向上特別措置法は、2021年6月5日に廃止されたものの、同制度は、産業競争力強化法(2021年6月16日改正)に移管され、恒久化された。

2020事務年度においては、金融庁として、新たに認定した実証計画はない。なお、「SNS上の友人関係で特例共済を組み、共済オーナーのリスクを少額短期保険業者

に移転するP2P型保険に関する実証計画」については、2019 事務年度において、規制の特例措置を講じた上で、当該特例措置を活用した実証計画を認定したものの、その後、2020 年 4 月に当初 2020 年 4 月までであった実証期間を 2021 年 3 月末まで延長した。

V 「決済高度化官民推進会議」の開催（別紙 11 参照）

# 金融デジタルイノベーション

(別紙1)

- デジタルイノベーションを取り入れた先進的でより良いサービスの開発・提供により、**利用者に大きな利便性**がもたらされ得る。くわえて、金融機関を含む事業者にとっても**新たな収益機会**が生まれ、それが更に利用者利便の高い新たな金融サービスの創出につながるという**好循環**が期待される。
- 金融機関を含む事業者は、単に従来の業務のやり方をデジタルに置き換えるのではなく、デジタル技術により**新たな形**で利用者のニーズを満たし、社会的課題を解決し**付加価値**を創出するという発想が求められる。

## (ア) デジタル・イノベーションの支援

- **規制・技術上の課題等を適切に把握した上で一体的に支援できる枠組みの構築**
  - ・ FinTech Innovation Hub、FinTechサポートデスク、FinTech実証実験ハブ
  - ・ セキュリティの標準化など事業者が抱える共通課題に着目した多様なステークホルダーの協調による課題解決の動きの後押し
- **分散型技術の金融システムへの応用に関する多様なステークホルダーによる国内外の議論の促進**
  - ・ Blockchain Governance Initiative Network (BGIN)、ブロックチェーン「国際共同研究」プロジェクト



## (イ) デジタル・イノベーションを支える環境整備

- **制度的基盤の整備**
  - ・ 「金融サービス仲介業の創設・新規参入に向けた効率的な登録審査体制の確立
- **決済システムの高度化・効率化**
  - ・ 銀行間手数料の見直し、多頻度小口決済システムの構築や優良なノンバンクの全銀システムへの参加に係る検討
- **業界全体としての取組み**
  - ・ 業界慣行による書面・押印・対面手続の不要化や金融関連手続の電子化の促進
  - ・ 林立する決済サービスに関する金融機関を含む事業者間の相互運用性の確保に向けた取組みの促進

## (ウ) デジタル技術を活用した顧客課題の解決と顧客体験の不断の向上

- **顧客体験の向上に不断に取り組むITガバナンスの発揮に向けた金融機関を含む事業者との深度ある対話**

- 金融庁は、フィンテックに係る最新のビジネス・技術の動向を把握し、金融行政に役立てていく観点から、2018年7月、「FinTech Innovation Hub」を設置。
- 金融機関を含む事業者によるイノベーションを通じた付加価値の高いサービスの創出を促進するため、FinTechサポートデスク、FinTech実証実験ハブの機能も統合し、事業者が抱える課題等を適切に把握して一体的に支援している。

## ブロックチェーン等の技術や分散型金融システムの課題解決に向けた取組み

- Blockchain Governance Initiative Network (BGIN) 、Blockchain Global Governance Conference (BG2C)
- ブロックチェーン国際共同研究

## デジタル・イノベーション支援の取組み

- FinTechサポートデスク
- FinTech実証実験ハブ

## フィンテック・ステークホルダーとの交流

- ミートアップ
- 海外フィンテック事業者・投資家との交流イベント
- FinTechサポートデスク、FinTech実証実験ハブの出張相談
- FIN/SUM2021

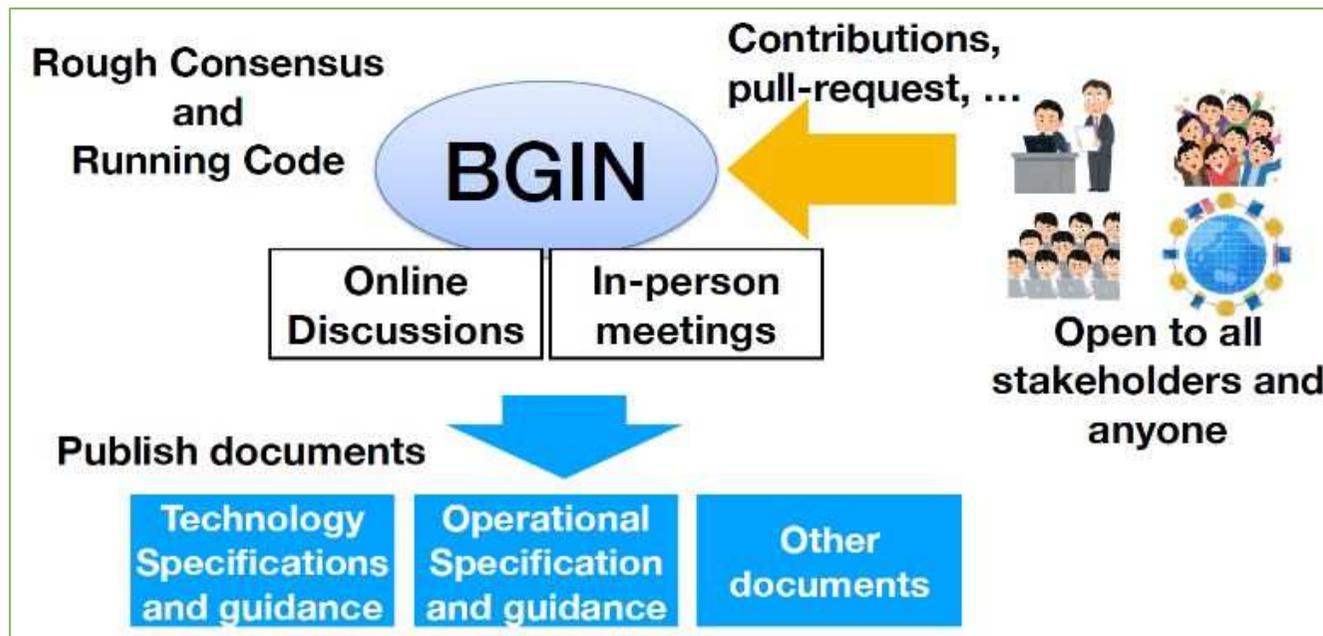
## 情報収集

- フィンテックに係るビジネス・技術の動向に関する金融機関やスタートアップ企業、ITベンダー等へのヒアリング

# BGIN[Blockchain Governance Initiative Network]

(別紙3)

- ブロックチェーンコミュニティの持続的な発展のため、全てのステークホルダーの共通理解の醸成や直面する課題解決に向けた協力を行うためのオープンかつ中立的な場を提供することを目的として2020年3月に設立。
- 2019年のG20大阪首脳宣言とも整合的な取組みであり、金融庁からも初期メンバー（Initial Contributors）として2名が参加しており、事務局機能の中心的役割も担っている。



<https://bgin-global.org>

## 当面の活動目標

- オープンかつグローバルで中立的なマルチステークホルダー間の対話形成
- 各ステークホルダーの多様な視点を踏まえた共通な言語と理解の醸成
- オープンソース型のアプローチに基づいた信頼できる文書とコードの不断の策定を通じた学術的基盤の構築

■ 日本経済新聞社との共催で5回目の開催。金融庁主催シンポジウムでは、ポストコロナにおける新たな信頼構築のあり方や、APIエコノミーの展望、デジタルアイデンティティ等、多様な登壇者が先進的なテーマについて議論した。また、3月18日に開催されたアイデアソンには当庁もオブザーバーとして参加。「非対面での金融活動における新たな信頼構築」をテーマに、参加者は完全オンラインでディスカッションし、多様なアイデアを発表した。

## 【プログラム】金融庁シンポジウム \*モデレーター

### 挨拶

赤澤亮正（内閣府副大臣（金融））



**セッション5：APIエコノミーにおける金融の役割を再考する**  
 大久保光伸（金融庁）\*、藤井達人（日本マイクロソフト）、丸山弘毅（インキュリオン）、富士榮尚寛（OpenID Foundation）、松尾拓哉（JALペイメントポート）



### セッション1：ポストコロナで金融サービスとテクノロジーは如何にあるべきか

崎村夏彦（OpenID Foundation）\*、サムソン・モウ（Blockstream）、ブラッド・カー（IIF）、横田浩二（みんなの銀行）、松尾元信（証券取引等監視委員会）

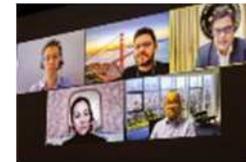
### 特別座談会1：ユーザー起点の金融サービスとは何なのか？

岡田大（金融庁）\*、沖田貴史（ナッジ）、河合祐子（Japan Digital Design）、加藤修一（伊藤忠商事）



### セッション2：デジタル上の「信頼」構築に向けたビルディング・ブロック

松尾真一郎（ジョージタウン大学）\*、モティ・ウン（Google）、安田クリスティーナ（Microsoft Corp.）、トーステン・ロッダーシュテット（yes.com）、手塚悟（慶應義塾大学）



**セッション6：BGIN – 1年間の歩みの振り返りと今後の展望**  
 マイ・サンタマリア（アイルランド財務省）\*、鈴木茂哉（慶應義塾大学）、ローマン・ダンツィガー・パヴロフ（SafeStead Inc.）、ジュリアン・プリンガー（Kallistech）、マノージ・クマル・シンハ（インド準備銀行）

### 特別座談会2：金融サービス新時代に向けたフィンテック・イノベーションの推進

野崎彰（金融庁）\*、貴志優紀（Plug and Play Japan）、リチャード・ノックス（英国財務省）、パット・パテル（シンガポール金融管理局）



### セッション3：デジタル資産への変わりゆく信頼

マイケル・ケーシー（Coindesk）\*、ケイヴォーン・プレスターニ（Coinbase Singapore）、ジョシュ・ディームズ（Fidelity Digital Assets）、ジャン＝マリー・モグネッティ（Komainu）※当日欠席

### セッション4：金融庁ブロックチェーン国際共同研究プロジェクト－デジタルアイデンティティの活用可能性と課題

牛田遼介（金融庁）\*、佐古和恵（早稲田大学）、間下公照（JCB）、アンドレ・ポイセン（SecureKey）、渡辺翔太（NRI）



### 挨拶

麻生太郎（副総理 兼 財務大臣 兼 内閣府特命担当大臣（金融））

### 【アイデアソン】（3月18日に発表・表彰）

様々な分野から22名のコアメンバーと10名のフローティングメンバーが参加



※肩書は開催当時のもの 4

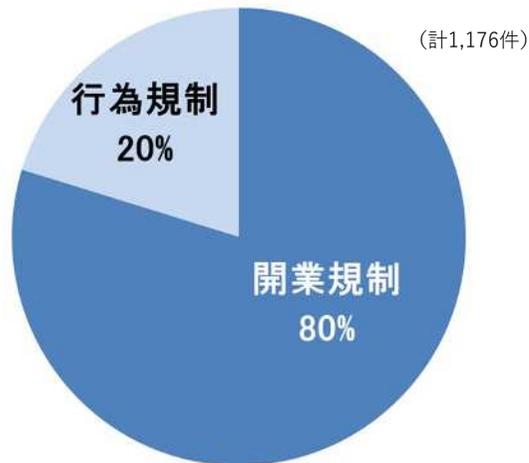
# FinTechサポートデスク

(別紙5)

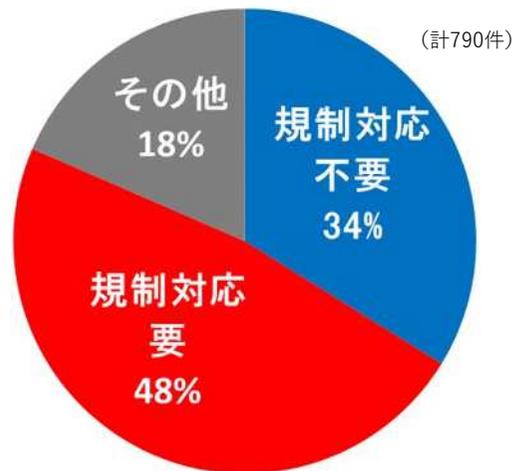
- フィンテックに関する事業を営んでいる、または、新たな事業を検討している事業者等からの開業規制の法令解釈等に関する相談に**ワンストップ**で対応する窓口として、2015年12月14日、「FinTechサポートデスク」を開設。  
TEL : 03-3506-7080
- 既存の法令に触れないこと等の法令解釈の明確化や、個別事案のガイダンスについて、**平均5営業日以内**に対応。
- IT技術の進展が金融業に与える影響を前広に分析するとともに、金融イノベーションを促進。

- ✓ 開設（2015年12月14日）以来、2021年6月末までに、**問合せ総数は1,403件**。
- ✓ 法令解釈に関する問合せ1,176件の内、開業規制（事業開始にあたっての許可・登録の要否）に関するものが約8割（937件）。行為規制に関するものは約2割（239件）。
- ✓ 相談終了済案件（790件）の内、規制がかからないとの回答をしたものは約3割、**回答期間は平均5営業日以内**。

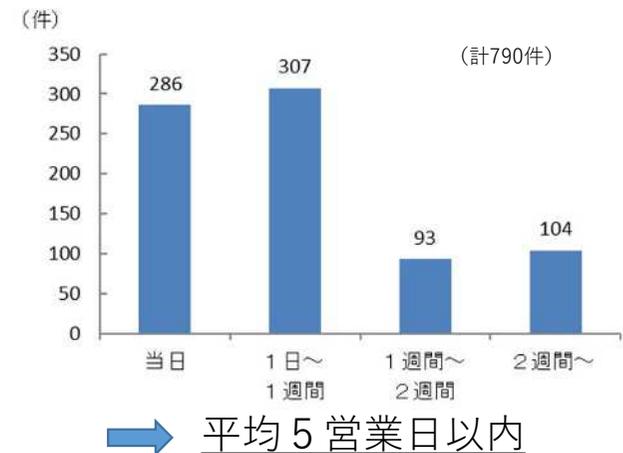
【法令解釈類型別】



【相談終了済案件の内訳】



【相談終了済案件の対応期間】



# FinTech実証実験ハブ

(別紙6)

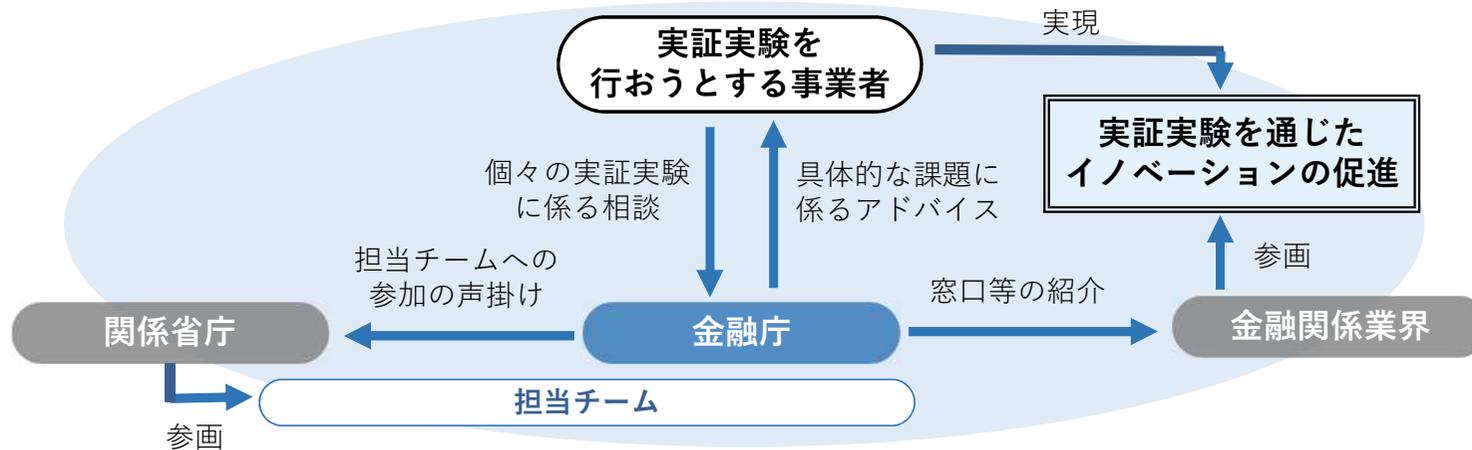
■ フィンテック企業や金融機関が、**前例のない**実証実験を行おうとする際に抱きがちな躊躇・懸念を払拭するため、2017年9月21日、「FinTech実証実験ハブ」を開設。

TEL : 03-3581-9510  
Email : pochub@fsa.go.jp

■ ①明確性、②社会的意義、③革新性、④利用者保護、⑤実験の遂行可能性の観点から、支援の可否を判断。

■ 個々の実験ごとに、

- ✓ 金融庁内に担当チームを組成し、必要に応じて関係省庁とも連携し、フィンテック企業や金融機関がイノベーションに向けた実証実験を行うことができるよう、支援。
- ✓ 実験中及び終了後も、継続的にアドバイスを行うなど、一定期間にわたってサポート。



# FinTech実証実験ハブにおける受付状況

(別紙7)

	申込者	実証実験概要	支援決定 公表日	実験結果 公表日
1	みずほフィナンシャルグループ 三井住友フィナンシャルグループ 三菱UFJフィナンシャル・グループ デロイトトーマツグループ 等	ブロックチェーン技術を用いて、顧客が、ある金融機関において行った本人確認の結果を、他の金融機関との取引にも利用できる仕組みの構築に係る実証実験	2017年 11月2日	2018年 7月17日
2	大日本印刷 西日本シティ銀行	顔認証技術を用いて本人確認を実施する機器の実用化に係る実証実験	2018年 3月16日	2018年 10月24日
3	FRONTEO、三菱UFJ銀行 りそな銀行、横浜銀行 SMBC日興証券	人工知能を用いた金融機関のコンプライアンス業務の効率化に向けた実証実験	2018年 5月7日	2018年 8月1日
4	日本通信、群馬銀行 千葉銀行、徳島銀行 マネーフォワード、サイバートラスト	スマートフォンのSIMカードを用いた利用者認証の仕組みに係る実証実験	2018年 5月31日	2019年 1月24日
5	TORANOTEC GMOペイメントゲートウェイ セブン銀行、ポケットチェンジ	買い物の際に生じたおつり等の小銭を投入することによって、そのまま投資に回せる装置の導入に係る実証実験	2018年 11月8日	—
6	みずほ銀行 ゲーグル・クラウド・ジャパン 野村総合研究所 大日本印刷	顧客の生体情報とスマートフォン等の位置情報を活用した、本人認証及び顧客管理の高度化に係る実証実験	2020年 4月10日	—
7	新生銀行 三井住友DSアセットマネジメント ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント アストマックス投信投資顧問	投資信託の目論見書に係る電子交付の高度化に向けた実証実験	2020年 5月29日	—
8	三菱UFJ信託銀行 BHI	購買履歴情報を活用した情報銀行サービスの実施に向けた実証実験	2020年 8月27日	—

# フィンテック事業者へのアプローチ

(別紙8)

■ イノベーションの促進に向けたチャレンジ及び金融サービスの育成を積極的に支援する観点から、新型コロナの中においても、オンラインツールを活用して、各種意見交換や相談対応を実施した。

- ✓ フィンテックに関する施策や足もとのビジネス・技術の動向について、**フィンテック企業等と金融庁職員の双方向のコミュニケーションを図る**ため、2021年3月及び6月にミートアップを開催した。
- ✓ **海外フィンテック事業者・投資家と国内関係者との交流**の場として、英国投資家・日本フィンテック企業間のオンラインイベント（2021年3月、在英大使館主催）、英国フィンテック企業・日本事業者間のオンラインイベント（2021年6月、JETRO主催）を後援した。

<出張相談での相談受付>



<ミートアップでの意見交換>



<金融庁からのプレゼン>



- ✓ フィンテック関連イベントに金融庁FinTechサポートデスク及びFinTech実証実験ハブの**出張相談ブースをオンラインで出展**し、日本進出を検討する海外フィンテック事業者を含め、様々な事業者からの相談・意見交換を受け付けた（2020年11月FINTECH JAPAN 2020、2021年3月FIN/SUM2021に出展）。

## 基幹系システム・フロントランナー・サポートハブの設置

(別紙9)

これまで金融機関のサービスを支えてきた基幹系システムについては、肥大化や複雑化の結果、デジタイゼーションの恩恵を利用者にもたやすための機動的な対応が困難になったり、過大なコスト負担を生じさせるなどの課題が指摘される。一方、一部の金融機関等では、こうした課題を乗り越え、迅速なアプリケーション開発や外部サービスとの機動的な接続等を目指した前向きなチャレンジも始まっている。

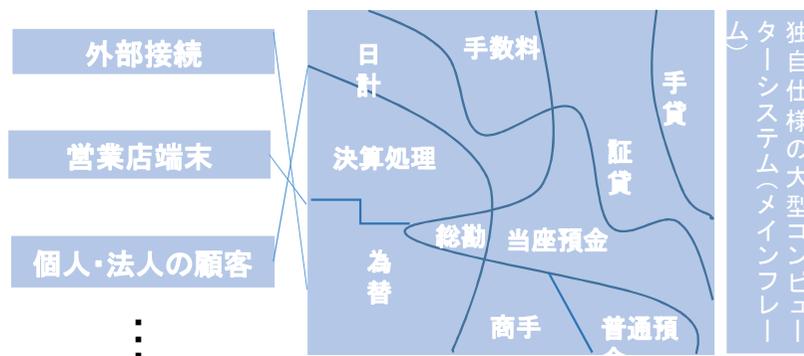
こうした金融機関の基幹系システムに関する先進的な取組みに対して、法令解釈等の機能に加えて、ITガバナンスやITに関するリスク管理等システムモニタリングの観点から支援するため、「基幹系システム・フロントランナー・サポートハブ」を令和2年3月に設置した。

TEL: 03-3581-9510 Email: pochub@fsa.go.jp

①社会的意義、②先進性、③利用者保護、④遂行可能性の観点から支援の可否を判断。支援決定後は、個々の案件毎に金融庁内のシステムモニタリング担当者や外部有識者からなるチームを組成し、支援。

### (例) 銀行の勘定系システムの場合のイメージ

#### 課題のある現行のシステム



#### 新しい取組みの例

##### ✓ オープン系システム

公開されている仕様で構築された環境の中で複数のベンダーが開発するソフトウェアや機器を組み合わせることで構築されるシステムで、製品の柔軟な選択が可能。

##### ✓ コンポーネント化・マイクロサービス化

独立して実装する各機能・サービスの構成要素を疎結合で構築することで、システム変更の影響を極小化することが可能。

##### ✓ クラウド化

勘定系システムをパブリッククラウド上に実装することで、自前のシステム資源を持たずに、必要なシステムリソースの適時調達が可能。また、ハードウェアのメンテナンスから解放される。加えて、クラウド経由で提供されるAI等の新技術活用が容易に可能。

(注)基幹系システム・フロントランナー・サポートハブは、銀行等の預金取扱金融機関に限定したものではありません。

## 基幹系システム・フロントランナー・サポートハブにおける受付状況

(別紙10)

	申込者	支援決定 公表日	案件概要
1	静岡銀行	2020年 4月30日	オープン系技術を活用した記帳決済システム導入でハードウェアやロケーションの自由選択を可能とすること、システム機能のコンポーネント化により外部サービスとの機動的な接続を可能とすること等を検討。
2	第一生命	2020年 6月30日	既存の契約管理機能を中心とした基幹系システムについて、コアとなる顧客・契約データの管理・保存等をオン・プレミス環境に残しつつ、外部連携・データ分析等に関する機能をクラウド基盤に構築することで、新たなサービス実現と運用の効率化の両立を図る。
3	みんなの銀行 ゼロバンク・デザイン ファクトリー	2021年 5月25日	勘定系システムを、マイクロサービスの疎結合型構成で、パブリッククラウド(Google Cloud Platform)上にアジャイル開発することで、柔軟性や拡張性を実現。さらに、API接続を通じて金融機能等を他の事業者にも提供するBaaS型ビジネスを目指す。
4	横浜銀行	2021年 5月28日	外部サービスや銀行の営業関係のシステムと勘定系システムを連携するための基盤(オンラインデータ連携基盤)を設け、この部分を「戦略領域」と位置づけ、柔軟かつ低コストでの機能追加を実現する一方、勘定系システムは「非戦略領域」と位置づけ、オープン系システムへの転換でコスト削減を図るとともに、機能追加は厳選して追加コストを抑制する。

# 決済高度化官民推進会議について

(別紙11)

- 決済業務等の高度化は、経済の発展に大きな影響を及ぼすものであり、フィンテックの動きが進展する中、利用者利便の向上や国際競争力強化の観点から、強力に決済インフラの改革や金融・ITイノベーションに向けた取組を実行していくことが重要。
- 2015年12月に金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」でとりまとめた報告においても、こうした決済業務等の高度化に向けた取組を官民挙げて実行に移していくための体制の整備が課題とされた。
- 同ワーキング・グループ報告書で示された課題(アクションプラン)の実施状況等をフォローアップし、フィンテックの動きが進展する中で決済業務等の高度化に向けた取組を継続的に進めるため、官民連携してフォロー・意見交換することを目的として、「決済高度化官民推進会議」を設置。

第1回会合 (2016年6月8日)

第4回会合 (2017年12月20日)

第7回会合 (2019年6月24日)

第2回会合 (2017年1月11日)

第5回会合 (2018年6月11日)

第8回会合 (2019年12月23日)

第3回会合 (2017年6月21日)

第6回会合 (2019年1月29日)

第9回会合 (2021年2月16日)

## メンバー

2021年2月16日時点

### 座長

森下 哲朗 上智大学法科大学院教授

### メンバー

青井 孝之 富士通(株)財務経理本部財務部 シニアディレクター

西野 文孝 (一社)全国信用組合中央協会 専務理事

岩倉 正純 (株)ユーシーカード経営企画部 部長

岩原 紳作 早稲田大学法学部教授

内田 貴和 三井物産(株)代表取締役専務執行役員CFO

翁 百合 (株)日本総合研究所理事長

加藤 正敏 日本商工会議所中小企業振興部長

岡田 拓也 (公財)金融情報システムセンター企画部長

河野 康子 (一財)日本消費者協会理事

田坂 勇介 (株)横浜銀行執行役員 兼 デジタル戦略部長

瀧 俊雄 (一社)電子決済等代行業者協会代表理事

長楽 高志 (一社)日本資金決済業協会専務理事

戸村 肇 早稲田大学政治経済学術院准教授

鳥海 巖 (一社)国際銀行協会事務局次長

### 中谷 昇

(一社)日本IT団体連盟専務理事  
(Zホールディングス(株)常務執行役員)

### 林 尚見

(一社)全国銀行協会企画委員長  
(株)三菱UFJ銀行取締役常務執行役員)

### 矢野 紀行

(株)愛媛銀行常務取締役

### 田村 勇一郎

イオンアイビス(株)ビジネスサービス本部AS業務部長

### 前川 秀幸

多摩信用金庫常勤理事

### 牧野 秀生

花王(株)会計財務部門管理部長

### 宮澤 一洋

ウェルネット(株)代表取締役社長

### 山上 聡

(株)NTTデータ経営研究所研究理事  
グローバル金融ビジネスユニット長 兼 シンガポール支店長

### 與口 真三

(一社)日本クレジット協会理事事務局長

### オブザーバー

### 嶋田 俊之

財務省大臣官房信用機構課長

### 臼井 智博

日本銀行決済機構局決済システム課長

### 呉村 益生

経済産業省経済産業政策局産業資金課長 兼 企業会計室長  
兼 投資機構室長

## 第2節 休眠預金等活用法に関する取組み

### I 法律の概要（別紙1参照）

「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下「休眠預金等活用法」という。）が2016年12月に成立、2018年1月より全面施行されている。

金融機関は、最終異動日（最後に入出金等の異動があった日）から10年経過した預金等を「休眠預金」として、通知・公告を行い、預金保険機構に移管する。休眠預金の移管後も、金融機関は、預金者から請求があれば払戻しを行う。

移管された休眠預金のうち内閣府が認可した金額が、指定活用団体（内閣府が指定）に交付され、活用の原資となる。

※休眠預金の移管・預金者への返還に係る部分は金融庁の所管であり、活用に係る部分は内閣府の所管である。

### II 2020 事務年度の取組み

休眠預金等活用法第48条（政府による周知）の規定に基づき、休眠預金等活用法の趣旨や移管された休眠預金等も預金者等が返還請求を行えることなど、広く国民に周知を図るため、当庁ウェブサイト休眠預金特設ページを案内するインターネット広告の継続実施、政府広報テレビ番組出演等の広報活動を展開した。

また、政府の規制改革ホットライン（現在は、「規制改革・行政改革ホットライン（縦割り110番）」に改組）を通じ、複数の預金等を組み合わせた商品（いわゆる総合口座など）に係る最終異動日等の更新事由を見直してほしいとの要望があったことを踏まえ、2020年10月に休眠預金等活用法施行規則を改正した。

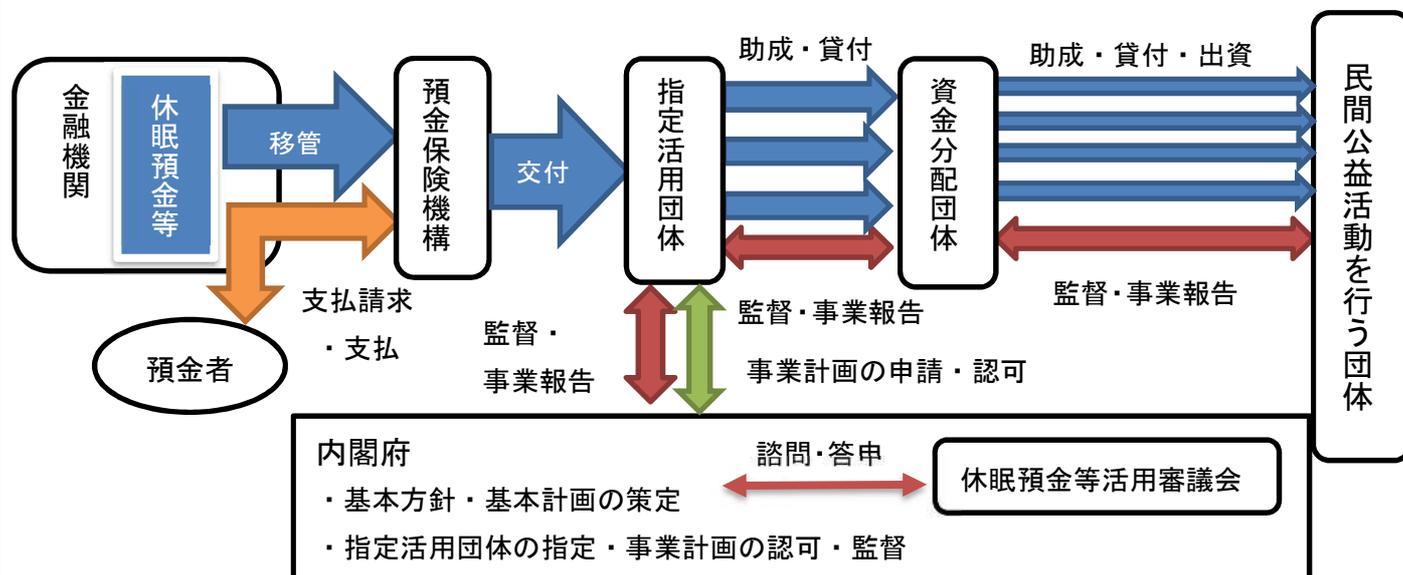
# 民間公益活動を促進するための 休眠預金等に係る資金の活用に関する法律 概要

## 1 法律の背景

- 休眠預金等：預金者等が名乗りを上げないまま、10年間放置された預金等  
⇒毎年1,200億円程度発生（その後500億円程度が払戻し）（平成26～28年度）
- 預金等の性質（①銀行等が公共的役割を果たすための原資、②預金保険制度等による公的資金の活用も想定、③広く国民一般が利用）に鑑みると、預金者等に払い戻す努力を尽くした上で、社会全体への波及効果の大きい民間公益活動の促進に活用することで休眠預金等を広く国民一般に還元すべき。

## 2 法律の概要

- ①休眠預金等の活用に関する基本理念等【第16条・第17条】
- 休眠預金等を、民間公益活動（人口の減少、高齢化の進展等の経済社会情勢の急速な変化が見込まれる中で国及び地方公共団体が対応することが困難な社会の諸課題の解決を図ることを目的として民間の団体が行う公益に資する活動（①子ども及び若者の支援、②日常生活等を営む上で困難を有する者の支援、③地域活性化等の支援の3分野に係る活動）であって、これが成果を収めることにより国民一般の利益の一層の増進に資することとなるもの）の促進に活用
  - 民間公益活動の自立した担い手の育成及び民間公益活動に係る資金を調達することができる環境の整備を促進する。
  - 預金者等の預金等を原資とするものであることに留意し、多様な意見が適切に反映されるように配慮するとともに、その活用の透明性の確保を図る。
  - 大都市その他特定の地域に集中することのないよう配慮する。
  - 複数年度にわたる民間公益活動に対する助成等、社会の諸課題を解決するための革新的な手法の開発を促進するための成果に係る目標に着目した助成等その他の効果的な活用の方法を選択することにより、民間の団体の創意と工夫が十分に発揮されるように配慮する。
  - 宗教団体、政治団体、暴力団等は活用対象から除外
- ②休眠預金等の移管・管理・活用の仕組み【第2章第1節（第3条～第8条）並びに第3章第2節（第18条・第19条）、第3節（第20条～第34条）及び第4節（第35条～第41条）】



- 預金者等であった者は、預金保険機構（委託を受けた金融機関）に対し、申出に基づき休眠預金等代替金（元本+利子相当額）の支払を請求することができる。【第7条第2項】